

役員及び理事長に対する規律（比較表）

資料3

	学校法人	社会福祉法人	公益社団法人	公益財団法人
理事の選任	<p>以下の者が理事となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置する学校の校長【法定】 ・評議員のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者【寄附行為作成例では、評議員会で選任】 ・その他寄附行為の定めるところにより選任された者【寄附行為作成例では、学識経験者を理事会で選任】 <p>校長・評議員は、職を退いたとき理事の職を失う。</p>	<p>評議員会の決議によって選任する。</p> <p>理事には以下の者が含まれなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 ・事業区域における福祉に関する実情に通じている者 ・設置する施設の管理者 	<p>社員総会又は評議員会の決議によって選任する。</p>	
監事の選任	<p>評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p>	<p>評議員会の決議によって選任する。</p> <p>監事には、以下の者が含まれなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業について識見を有する者 ・財務管理について識見を有する者 	<p>社員総会又は評議員会の決議によって選任する。</p>	
理事・監事の解任	<p>なし</p> <p>【寄附行為作成例】</p> <p>以下の解任事由があるときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により解任できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令・寄附行為の著しい違反 ・心身故障のため職務遂行に堪えない ・職務上の義務の著しい違反 ・重大な非行 	<p>以下の解任事由があるときは、評議員会の決議によって解任できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき ・心身故障のため職務遂行に支障があり又は堪えないとき 	<p>いつでも、社員総会の決議によって解任できる。</p> <p>解任された者は、正当な理由がある場合を除き、損害賠償を請求できる。</p>	<p>以下の解任事由があるときは、評議員会の決議によって解任できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき ・心身故障のため職務遂行に支障があり又は堪えないとき
理事・監事の責務	<p>法人と役員との関係は委任に関する規定に従う。</p> <p>善管注意義務・忠実義務 任務懈怠時の損害賠償責任</p>	<p>法人と役員との関係は委任に関する規定に従う。</p> <p>善管注意義務・忠実義務 任務懈怠時の損害賠償責任</p>	<p>忠実義務（社員総会の決議の遵守を含む） 任務懈怠時の損害賠償責任</p>	<p>法人と役員との関係は委任に関する規定に従う。</p> <p>善管注意義務・忠実義務 任務懈怠時の損害賠償責任</p>

	学校法人	社会福祉法人	公益社団法人	公益財団法人
所轄庁の監督	報告徴収・立入検査 措置命令 役員の解任勧告 解散命令	報告徴収・立入検査 改善勧告・措置命令 業務停止命令・役員の解任勧告 解散命令	なし	
評議員会の権限	以下の事項は、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。 ・予算及び事業計画、中期的な計画 ・借入金及び重要な資産の処分に関する事項 ・役員に対する報酬等の支給の基準 ・寄附行為の変更 ・合併 ・解散 ・収益事業に関する重要事項 ・寄附行為で定める重要事項 上記事項は、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとすることができる。	評議員会は、社会福祉法に規定する以下の事項及び定款で定めた事項に限り、決議できる。 ・役員の選任・解任 ・役員の報酬 ・計算書類の承認 ・定款変更 ・解散 ・合併の承認 評議員会の決議事項につき、評議員会以外の機関が決定できる定款の定めは無効。	社員総会又は評議員会は、一般法人法に規定する以下の事項及び定款で定めた事項に限り、決議できる。 ・役員の選任・解任 ・役員の報酬 ・計算書類の承認 ・定款変更 ・事業の全部譲渡 ・解散 ・合併の承認 決議事項につき、社員総会又は評議員会以外の機関が決定できる定款の定めは無効。	
役員・評議員の解任の訴え	なし	役員等の職務執行に関し不正行為又は法令定款違反の重大な事実があったにもかかわらず、解任議案が否決されたとき、評議員は、訴えをもって役員等の解任を請求できる。	役員等の職務執行に関し不正行為又は法令定款違反の重大な事実があったにもかかわらず、解任議案が否決されたとき、十分の一以上の議決権を有する社員は、訴えをもって役員等の解任を請求できる。	役員等の職務執行に関し不正行為又は法令定款違反の重大な事実があったにもかかわらず、解任議案が否決されたとき、評議員は、訴えをもって役員等の解任を請求できる。
評議員による理事の行為の差止め請求	なし	評議員は、理事の目的外行為等によって回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該行為をやめることを請求できる。	社員は、理事の目的外行為等によって（監事非設置法人）著しい損害（監事設置法人）回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該行為をやめることを請求できる。	評議員は、理事の目的外行為等によって回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該行為をやめることを請求できる。

	学校法人	社会福祉法人	公益社団法人	公益財団法人
役員の責任追及の訴え	なし	なし	社員は、法人に対し、役員の責任を追及する訴えの提起を請求できる。 法人が訴えを提起しないときは、社員は、責任追及の訴えを提起できる。	なし →検討中
評議員の選解任	寄附行為の定め	定款の定め 評議員選任・解任委員会による決定を指導。	—	定款の定め 理事・理事会が選解任する旨の定めは無効。
評議員の責務	法人と評議員の関係は委任に関する規定に従う。 善管注意義務 任務懈怠時の損害賠償責任	法人と評議員の関係は委任に関する規定に従う。 善管注意義務 任務懈怠時の損害賠償責任	—	法人と評議員の関係は委任に関する規定に従う。 善管注意義務 任務懈怠時の損害賠償責任
評議員の資格・要件	評議員は、監事を兼ねることができない。	役員と同じ欠格事由 評議員は、役員又は職員を兼ねることができない。 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者 評議員・役員の配偶者又は三親等以内の親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。	—	役員と同じ欠格事由 評議員は、役員又は使用人を兼ねることができない。
評議員会の招集	理事長が招集する。 監事は招集を請求できる。 請求後も招集されない場合、監事が招集できる。	理事（代表理事・業務執行理事）が招集する。 評議員は招集を請求できる。 請求後も招集されない場合、所轄庁の許可を得て、評議員が招集できる。	理事（代表理事・業務執行理事）が招集する。 十分の一以上の議決権を有する社員は招集を請求できる。 請求後も招集されない場合、裁判所の許可を得て、評議員が招集できる。	理事（代表理事・業務執行理事）が招集する。 評議員は招集を請求できる。 請求後も招集されない場合、裁判所の許可を得て、評議員が招集できる。

	学校法人	社会福祉法人	公益社団法人	公益財団法人
理事長の選定・解職	<p>理事会は、法人の業務を決し、理事の職務執行を監督する。</p> <p>理事の一人が寄附行為の定めるところにより理事長となる。</p> <p>【寄附行為作成例】</p> <p>理事総数の過半数の議決により理事長の職を選任・解任する。</p>	<p>理事会は、以下の職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務執行の決定 ・理事の職務執行の監督 ・理事長の選定及び解職 	<p>理事会は、以下の職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務執行の決定 ・理事の職務執行の監督 ・代表理事の選定及び解職 	
決定の委任	<p>なし</p> <p>【寄附行為作成例】</p> <p>理事会は、評議員会付議事項その他重要事項以外の決定で理事会で定められたものを指名した理事に委任できる。</p>	<p>理事会は、以下の重要な業務執行の決定を委任することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な財産の処分及び譲受け ・多額の借財 ・重要な役割を担う職員の選任及び解任 ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ・理事の職務執行の法令又は定款への適合の確保等の体制整備 ・役員の実任免除 	<p>理事会は、以下の重要な業務執行の決定を委任することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な財産の処分及び譲受け ・多額の借財 ・重要な使用人の選任及び解任 ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ・理事の職務執行の法令又は定款への適合の確保等の体制整備 ・役員の実任免除 	
内部統制	なし	大規模法人は、内部統制の体制整備を決定しなければならない。	大規模法人は、内部統制の体制整備を決定しなければならない。	
執行権限	<p>理事長は業務を総理する。</p> <p>理事は寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して業務を掌理する。</p> <p>【寄附行為作成例】</p> <p>常務理事は、理事長を補佐し、業務を分掌する。</p>	<p>以下の理事は、法人の業務を執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長 ・理事会の決議によって業務を執行する理事として選定された者 	<p>以下の理事は、法人の業務を執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表理事 ・理事会の決議によって業務を執行する理事として選定された者 	
執行状況の報告	なし	業務執行理事等は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	業務執行理事等は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	

	学校法人	社会福祉法人	公益社団法人	公益財団法人
役員と評議員の関係	評議員のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者が理事となる。【寄附行為作成例では、評議員会で選任】 ※役員と評議員の兼職制限はなし。	理事又は監事は、法人の評議員を兼ねられない。	理事又は監事は、法人又は親法人の評議員を兼ねられない。	
役員の要件	なし 【寄附行為審査基準】 学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められ、かつ、理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者	(理事) ・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 ・事業区域における福祉に関する実情に通じている者 (監事) ・社会福祉事業に識見を有する者 ・財務管理に識見を有する者	なし	
親族制限	配偶者又は3親等以内の親族が一人を超えて含まれてはならない。	配偶者又は3親等以内の親族その他特殊関係者が (理事) 3人又は理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。 (監事) 含まれてはならない。	配偶者又は3親等内の親族（これらに準ずる特別関係者を含む。）が理事又は監事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。	
外部役員	役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。	なし	なし →検討中	
役員欠格事由	禁錮以上の刑に処せられた者 免許状失効から三年を経過しない者 免許状取上げ処分を受け三年を経過しない者 政府を暴力で破壊することを主張する政党等の加入者 心身故障者	心身故障者 社会福祉法等の刑が執行中の者 禁錮以上の刑が執行中の者 解散命令により解散を命ぜられた当時の役員	心身故障者 一般社団法人法、会社法等の刑の執行から二年を経過しない者 禁錮以上の刑が執行中の者	
罰則	なし	特別背任 贈収賄 収益事業停止命令違反等 法人両罰規定	特別背任 基金の違法返還 基金募集時の虚偽文書行使 贈収賄	特別背任 投機的取引での財産処分 贈収賄